

第110回 佐用町議会[定例]会議録 (第5日)

令和4年12月20日(火曜日)

出席議員 (14名)	1番	大 村 隼	2番	森 脇 裕 和
	3番	幸 田 勝 治	4番	高 見 寛 治
	5番	大 内 将 広	6番	金 澤 孝 良
	7番	児 玉 雅 善	8番	加 古 原 瑞 樹
	9番	千 種 和 英	10番	廣 利 一 志
	11番	岡 本 義 次	12番	山 本 幹 雄
	13番	平 岡 き ぬ 紗	14番	小 林 裕 和
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席	議会事務局長	尾崎基彦	書記	垣内克巳
職員職氏名				
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町長	庵 逸典 章	副町長	坪内頼男
	教育長	浅野博之	総務課長	幸田和彦
	情報政策課長	三浦秀忠	企画防災課長	江見秀樹
	税務課長	福岡康浩	住民課長	間嶋博幸
	健康福祉課長	木村昌子	高年介護課長	古市宏和
	農林振興課長	井土達也	商工観光課長	真岡伯好
	建設課長	重崎勇人	上下水道課長	梶本周作
	上月支所長	高見浩樹	南光支所長	安東さゆり
	三日月支所長	西本和彦	会計課長	和田始
	教育課長	宇多雅弘	生涯学習課長	谷邑雅永
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第1. 議案第82号 佐用町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について（委員長報告）
- 日程第2. 議案第83号 佐用町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について（委員長報告）
- 日程第3. 議案第84号 佐用町職員の降給に関する条例の制定について（委員長報告）
- 日程第4. 議案第86号 佐用町スポーツ・レクリエーション公園条例の制定について（委員長報告）
- 日程第5. 同意第3号 佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて
- 日程第6. 閉会中の常任委員会所管事務調査について
- 日程第7. 議員派遣について
-

午前09時30分 開議

議長（小林裕和君） 皆様、おはようございます。

ここ2、3日、冷え込みが増しておりますが、早朝よりご出席を賜り、誠に御苦労さまでございます。

本期定例会も最終日を迎ましたが、本日も、慎重にご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
それでは、直ちに日程に入ります。

- 日程第1. 議案第82号 佐用町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について（委員長報告）
- 日程第2. 議案第83号 佐用町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について（委員長報告）
- 日程第3. 議案第84号 佐用町職員の降給に関する条例の制定について（委員長報告）
- 日程第4. 議案第86号 佐用町スポーツ・レクリエーション公園条例の制定について（委員長報告）

議長（小林裕和君） まず、日程第1から日程第4については一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めます。

なお、傍聴者におかれましては、傍聴中に守るべき事項を遵守していただき、静粛に傍聴していただきますようお願いします。

よって、日程第1、議案第82号、佐用町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定についてから、日程第4、議案第86号、佐用町スポーツ・レクリエーション公園条例の制定についてまでを一括議題とします。

議案第82号から議案第84号及び議案第86号は、所管の総務常任委員会に審査を付託していますので、総務常任委員会の審査報告を求めます。

総務常任委員長、廣利一志議員。

〔総務常任委員長 廣利一志君 登壇〕

総務常任委員長（廣利一志君） 皆さん、おはようございます。

総務常任委員会に付託されました案件につきまして、ご報告をさせていただきます。

第 110 回佐用町議会付託案件として、総務常任委員会に付託されたのは、議案第 82 号、佐用町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について。議案第 83 号、佐用町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について。議案第 84 号、佐用町職員の降給に関する条例の制定について。議案第 86 号、佐用町スポーツ・レクリエーション公園条例の制定について。以上、4 件であります。結果について、ご報告させていただきます。

審査日時は、令和 4 年 12 月 5 日、月曜日、午前 9 時 27 分から午前 11 時 19 分まで行いました。

場所は、役場第 1 庁舎西館 3 階、議員控室であります。

出席者は、委員、廣利、高見、大村、大内、山本、平岡、小林、7 名全員です。

当局から、町長、副町長、教育長、総務課長、総務人事室長、同室室長補佐、生涯学習課長、生涯学習課生涯学習推進室長、南光支所長、三日月支所長であります。

事務局より、局長、局長補佐です。

82 号から 84 号については、関連があります。追加説明について、一括で追加説明をいただきました。

まず、議案第 82 号、佐用町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について、追加説明、1 つは、段階的な定年引上げということで、現行 60 歳が 2023 年度から 2 年ごとに 1 歳ずつ引き上げということで、2031 年度以降、一律 65 歳ということで、段階的な定年は、令和 13 年度に完成する。

2 つ目に、役職定年制、課長、室長は、室長補佐級で、暫定再任用になれば主事級というふうに役職を位置づける。室長補佐級については、そのまま、室長補佐のまま 65 歳の定年を迎える方もあるかもしれないので、そのまま室長補佐、主事級というふうに運用する。

3 つ目に再任用、定年前の再任用短時間勤務制と、定年後の暫定再任用制度とを区別するために名称は変えているが、現在の再任用制度を、そのまま利用する。

定年引上げに伴う給料については、7 割水準という形になる。退職手当については、定年引上げに伴い、61 歳となる年度以後に給料月額が減額と、7 割水準になつても、退職手当の基本額は、減額前の給料月額を基礎に計算する「ピーク時特例」を適用する。60 歳の時点で、一旦、退職手当を計算し、5 年で再計算するという形になります。

第 1 条は、佐用町職員の定年等に関する条例の一部改正。第 2 条は、これまでの再任用制度を廃止して、暫定再任用に移行するというもの。第 3 条は、給料が 7 割水準とか、定年前再任用短時間勤務の給与について定める。

以上が、議案第 82 号の主な改正内容です。

続きまして、議案第 83 号、佐用町職員の高齢者部分休業に関する条例制定について。

高齢の方であれば、病院に通つたり、体力に自信のない方もあり、部分休業を認めるということ。1 週間当たりの勤務時間の 2 分の 1 を超えない範囲で 30 分単位で可能。事前に申請が必要で、申請して許可が必要。部分休業した場合の給与の減額ということで、休業なので、給料は出ない。

続きまして、議案第 84 号、佐用町職員の降給に関する条例の制定について。

地方公務員の定年引上げに伴い、管理監督職勤務上限年齢制や、60 歳に達した職員の給

料7割措置の開始により、本人の意に反する降給になる。その部分を規定するものである。職員の意に反する降格及び降号を規定している。また、降格の事由で、新たに、勤務実績によるものを規定する。現在の人事評価制度では、降格、降給は取り扱っていない。新たに、今回、条例化する。

続きまして、議案第82号について質疑、給料は7割支給だが、手当等はどうなるか。答弁として、60歳までと同じ支給割合で支給される。

討論ありませんでした。

採決は、全員賛成で、結果、議案第82号、佐用町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定については、原案のとおり可決とされました。

議案第83号について、質疑、討論はありません。

採決は、全員賛成で、結果、議案第83号、佐用町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定については、原案のとおり可決となりました。

続きまして、議案第84号、質疑で、降給に関する条例制定は、全職員が対象ということか。答弁として、降給のうちの人事評価に関するものは全職員が対象です。

質疑で、全職員というのは、若い職員も定年時に該当することか。答弁として、この条例は、2つの区分がある。1つは、60歳になって意に反して7割に降給すること。もう1つは、人事評価で、人事評価が特に悪く降給となる。この部分については、全職員が対象となる。

討論ありませんでした。

採決は、全員賛成で、結果、議案第84号、佐用町職員の降給に関する条例の制定については、原案のとおり可決となりました。

続きまして、議案第86号、佐用町スポーツ・レクリエーション公園条例の制定について、追加説明として、佐用保育園跡地を活用した「いこいの広場」の整備が進んでいる。町内の類似施設である笹ヶ丘公園、上月グラウンドの条例の「佐用町上月スポーツ公園条例」、南光第1・第2グラウンドとテニスコートの条例の「佐用町南光スポーツ公園条例」、三日月三方里山公園の条例である「佐用町三日月三方里山公園条例」の3条例を廃止して、「いこいの広場」を加えて「佐用町スポーツ・レクリエーション公園条例」を制定し、公園管理をする。

質疑として、今までの条例を廃止する理由は。答弁として、類似施設を一体管理するという形で条例を一本化するものです。

質疑として、使用許可書について、「いこいの広場」、「南光スポーツ公園」、「三方里山公園」、それぞれ統一感がない。統一しない理由は。今回の条例とは別の施行規則ですが、ご指摘の点を施行規則のところで検討したいという答弁がありました。

討論はありませんでした。

採決、全員賛成。結果、議案第86号、佐用町スポーツ・レクリエーション公園条例の制定については、原案のとおり可決となりました。

以上で、今議会、総務常任委員会に付託されました4件の議案についての審査結果について、ご報告させていただきます。以上です。

議長（小林裕和君）

委員長の審査報告は終わりました。

それでは、議案第82号から順に、委員長報告に対する質疑、討論、採決を続けて行います。

まず、議案第82号、佐用町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第82号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第82号は、原案のとおり可決されました。
続いて、議案第83号、佐用町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第83号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第83号は、原案のとおり可決されました。
続いて、議案第84号、佐用町職員の降給に関する条例の制定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第84号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第84号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第86号、佐用町スポーツ・レクリエーション公園条例の制定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第86号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第86号は、原案のとおり可決されました。

日程第5. 同意第3号 佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて

議長（小林裕和君） 続いて、日程第5に入ります。

日程第5は、本日追加提出の案件でありますが、議案書は予定案件として前もって配付しており、ご熟読のことだと思いますので、会議の進行上、議案の朗読を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

それでは、日程第5、同意第3号、佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めるについてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵治町長。

〔町長 庵治典章君 登壇〕

町長（庵溢典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました同意第3号、佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることがありますて、提案のご説明を申し上げます。

本件は、現教育委員の岡田真希子氏が、令和4年12月26日の任期満了日をもって退任されるため、後任に、鎌本智恵美氏を任命いたたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

任期は、令和8年12月26日までの4年間となります。

なお、鎌本氏の略歴につきましては、経歴書のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

なお、現在の教育委員につきましては、今回の退任されます岡田真希子氏以外に、4名、花尾睦明氏、令和元年12月から、今1期目であります。

それから、樋本明日香氏、令和4年4月1日から就任いただいております、現在1期目でございます。

また、岡本正氏、平成28年12月6日からの就任であり、現在、3期目であります。

そして、教育長は、これは任期3年となりますけれども、浅野博之氏、平成31年4月1日からということで、2期目という形になっております。

ご同意をいただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

議長（小林裕和君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。

この際、お諮りします。本案件については、人事案件でありますので、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（小林裕和君） 異議なしと認めます。

それでは、これより同意第3号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

同意第3号は、これに同意することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって同意第3号は、同意することに決定しました。

日程第6. 閉会中の常任委員会所管事務調査について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第6、閉会中の常任委員会所管事務調査についてであります。

お諮りします。閉会中の各委員会の所管事務調査及び継続調査については、別紙、申し出のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（小林裕和君） 異議なしと認めます。よって、閉会中の各委員会の所管事務調査に

については、別紙申し出のとおり決定しました。

日程第7. 議員派遣について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第7、議員派遣についてを議題とします。
お諮りします。議員の派遣については、別紙に記載のとおり派遣することにしたいと思います。
なお、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任願います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣については、別紙に記載のとおり派遣することに決定しました。

議長（小林裕和君） 以上で、本日の日程は終了しました。
お諮りします。
これをもちまして、今期定例会に付議されました案件は、全て終了しましたので、閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（小林裕和君） 異議なしと認めます。よって、第110回佐用町議会定例会はこれをもって閉会します。

午前09時55分 閉会

議長挨拶

議長（小林裕和君） 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。
11月30日に開会しました第110回佐用町議会定例会も本日閉会となりました。
議員各位におかれましては、今期定例会に上程されました各案件等全てにおいて、慎重審議をいただき、適切な結論をいただきましたことを感謝申し上げます。
本年も、あと10日余りとなりました。年末の慌ただしさが感じられます。年末に向け、寒さも一段と厳しさを増す予想でありますので、議員の皆様をはじめ、当局の皆様、町民の皆様には、体調に十分留意され、年の締めくくりをしていただきますようお願いいたします。

コロナ感染症拡大は、依然として続いている、国防にかかる財源問題やエネルギーに端を発する物価高等の内政、不安定な国際情勢にかかる外交等、難しい時代に入っていますが、新しい年、2023年がよい年でありますように、また、皆様方がご家族おそろいで健やかに新年をお迎えしていただくことをご祈念して挨拶とさせていただきます。

町長、挨拶お願いします。

町長挨拶

町長（庵造典章君） それでは、12月定例議会閉会に当たりまして、一言御礼の御挨拶を申し上げさせていただきます。

まずは、本議会、定例会に上程をさせていただきました各案件につきまして、それぞれ、原案どおり可決いただきまして、ありがとうございました。

さて、本当に、今年も、あと10日ほどということになりました。

1年を振り返りますと、皆さん方、議員各位におかれましては、4月に議員改選の選挙という1つの大きな節目の年でもありましたが、やはり1年間、コロナに明け暮れた1年でございました。

ただ、佐用町内、本当に今年もおかげさまで大きな災害も発生することなく、比較的、穏やかな、平穏な1年であったということ、これは、本当に、ありがたく感謝をしたいと思います。

本当に、こうして、一気に、こここのところ寒さを増してきました。

コロナのほうも、なかなか収束する気配がございません。後ほど、全員協議会開催いただきまして、少し役場職員内での感染についても、ご報告をさせていただきたいと思いますけれども、本当に、皆さんにおかれましても、感染に十分気をつけていただき、健康にご留意いただき、新しい年、家族おそろいで元気によい年をお迎えいただきますことを、ご祈念申し上げたいと思います。

改めまして、この1年、大変お世話になりました。来年も、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議長（小林裕和君） これをもって、終了します。